

令和 8 年 6 月 2 6 日
熊 本 地 方 法 務 局

行政文書の誤廃棄について

熊本地方法務局（以下「当局」という。）宇土支局において、行政文書の誤廃棄が確認されましたので、概要等をお知らせします。

今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことがないよう再発防止を徹底してまいります。

事案の概要

本件は、当局宇土支局において、令和 6 年 7 月 1 日請求分から令和 7 年 6 月 3 0 日請求分までの各種証明書等に係る請求書（合計 2 万 6 , 6 2 8 件。以下「本件行政文書」という。）を文書廃棄作業時に誤って廃棄したものです。

本件行政文書には、請求者等の氏名、住所、生年月日の情報が含まれています。

なお、本件行政文書は、委託業者により溶解処分されており、個人情報の漏えいはありません。

発生原因

本件行政文書（最終的な保存期間満了日：令和 8 年 6 月 3 0 日）は、廃棄認可を受けていないにもかかわらず、令和 8 年 2 月 3 日に当局宇土支局で行われた文書廃棄作業時の確認が不十分であったことが原因で、廃棄文書とともに、誤って廃棄されたものと考えています。

再発防止策等

令和 8 年 6 月 1 日、当局内の文書管理者全員に対して、法令等に基づき、行政文書の適切な管理を徹底することを指示するとともに、同月 8 日、文書管理者打合せ会を開催して、本件事案の概要及び再発防止策等の説明を行いました。

た。

今後は、当局管内全ての職員に対し、行政文書廃棄作業時における廃棄文書の確認作業の徹底並びに行政文書及び個人情報の適切な管理に関する研修を実施し、再発の防止を図る予定です。

問合せ先

熊本地方法務局総務課

０９６－３６４－２１４５（代表ナビダイヤル→４番）